

那須烏山市総合災害補償規程

令和3年4月1日
那須烏山市規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度における「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」の規定に基づき、市が行う総合災害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 市は、市が設置する学校の管理下にある者又は市が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動、行事等（以下「活動等」という。）に参加中の者が、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡し、若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じ、又は入院若しくは通院をしたときは、当該被災をした者（以下「被災者」という。）又はその者の相続人に対し、この規程に従い次条に定める補償を行うものとする。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含むものとする。ただし、学校管理下にある者を除き、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は、含まないものとする。

3 第1項の場合において「参加中」には、次の要件を満たす活動等の所定の集合場所又は解散場所と被災者の住居との通常の経路往復中を含むものとする。

(1) 活動等に参加する目的をもって住居を出発する前に、市が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されていること。

(2) 所定の集合場所又は解散場所は、市の備える資料により確定していること。

4 前3項の規定にかかわらず、この規程は、次に掲げる者には適用しない。

(1) 市の業務に従事中の市の職員（市が市の業務を遂行させるために委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）

(2) 高等学校、高等専門学校等の生徒、大学等（短期大学を含む。）の学生及び官公署、会社等の社会人を構成員とする体育部、競技部、運動クラブその他の運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体の管理下においてスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(補償金額及び補償基準)

第3条 市は、別表の左欄に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給付額を補償金として被災者又はその者の相続人に支払うものとする。ただし、学校の管理下にある児童・生徒に係る補償金にあつては、医療補償給付金は、対象としない。

(補償金を支払わない場合)

第4条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が被災し

たときは、補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意又は重大な過失
 - (2) この規程に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失
 - (3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - (5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産
 - (6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置
 - (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性若しくはこれら特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (11) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (12) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
 - (13) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故
- 2 前項の場合において、他頸部症候群、腰痛等で医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。
- 3 前項第2号の場合において、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、補償金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限るものとする。
- 4 前項第3号及び第4号の場合において、補償金を支払わないのは、当該被災者の被った傷害に限るものとする。
- 5 前項第6号の場合において、当該外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、給付金を支払うべき傷害の治療によるものであるときは、補償金を支払うものとする。
- 6 前項第7号に掲げる場合において、当該環境汚染の発生が不測かつ突発的事故によるときは、補償金を支払うものとする。

（準用）

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」、「施設災害補償特約条項」、「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項」及び「死亡補償保険金、後遺障害補償のみ支払特約条項」の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	給付額（最高）		備 考
死亡給付金	500万円		
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 20万円～500万円		
医療補償給付金	入院日数 1日以上5日まで 2万円	通院日数 1日以上5日まで 5,000円	学校の管理下 にある児童・ 生徒は対象外
	入院日数 6日以上15日まで 6万円	通院日数 6日以上15日まで 2万円	
	入院日数 16日以上30日まで 12万円	通院日数 16日以上30日まで 6万円	
	入院日数 31日以上60日まで 18万円	通院日数 31日以上60日まで 9万円	
	入院日数 61日以上90日まで 24万円	通院日数 61日以上 12万円	
	入院日数 91日以上 30万円		